

下関市上下水道局工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の入札及び契約における不正行為の排除の徹底並びに当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 管理者が発注する工事のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）について、別記様式により工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、再度入札においては、工事費内訳書の提出を求めないものとする。ただし、下関市上下水道局低入札価格調査実施要領（平成21年10月1日施行）に基づく低入札価格調査対象案件において、再度入札の結果、低入札価格調査基準を下回る入札（失格基準を設定している場合は、当該基準を下回るものを除く。）があった場合は、当該入札を行った者に対し、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

3 新築の営繕工事において、入札時積算数量書活用方式の適用を希望する場合には、第1項に規定する工事費内訳書に加え、当該内訳書の積算根拠とした数量を、管理者が交付し公開する入札時積算数量書に記載し提出するものとする。この場合において、提出された当該数量書の数量は工事費内訳書の一部として取り扱うものとする。

(周知)

第3条 管理者は、対象工事を発注するときは、工事費内訳書を求める旨を下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第166条第1項の規定による公告又は第181条第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）において明らかにするものとする。

(提出方法)

第4条 入札書を持参して行う入札においては、入札書と工事費内訳書を同封の上、公告等において指定する入札日時に入札場所へ持参して提出するものとする。

2 郵便による入札においては、入札書と工事費内訳書を同封の上、書留郵便により提出するものとする（公告等において指定する提出期限までの消印があること。）。

3 下関市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札においては、入札書に工事費内訳書を電子ファイルの形式で添付し、公告等において指定する提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。

（工事費内訳書の記載項目）

第5条 工事費内訳書の記載項目については、公告等を行う際に管理者が指定するものとする。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、下関市上下水道局工事等請負契約入札心得（平成17年2月13日制定）第8条第10号に該当するものとして当該入札参加者のした入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出のないもの
- (2) 第4条に規定する提出方法によらずに提出されたもの
- (3) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの
- (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの
- (5) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
- (6) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
- (7) 工事費内訳書の各項目が、第5条の規定より管理者が指定した記載項目を満たしていないもの
- (8) 工事費内訳書の各項目の金額の欄に空欄又は0円と記載のあるもの
- (9) 値引きの記載があるもの

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告等をするものから適用する。

附 則

この要領は平成27年9月1日から施行し、同日以後に下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第166条第1項の規定による公告又は第181条第2項の規定による通知をするものから適用する。

附 則

この要領は平成30年6月18日から施行し、同日以後に公告等をするものから適用する。

附 則

この要領は令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。